

議案第32号

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年2月15日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道給水条例の一部を改正する条例

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「口座振替」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法」を加える。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（提案理由）

水道料金の徴収方法の一つとして、クレジットカード納付を加えるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道給水条例（平成14年つくば市条例第60号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第24条（略） （料金の徴収方法）</p> <p>第25条 料金は、納入通知書又は集金の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。</p> <p>2 水道の利用者は、料金を口座振替又は<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定をした者による納付の方法</u>により納入することができる。</p> <p>第26条（以下略）</p>	<p>第1条—第24条（略） （料金の徴収方法）</p> <p>第25条 料金は、納入通知書又は集金の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時に徴収することができる。</p> <p>2 水道の利用者は、料金を口座振替_____により納入することができる。</p> <p>第26条（以下略）</p>